

鳥取大学文化系サークル「法律研究部」概要

目的

法とは社会のルールであり、我々が社会で生活することによって必要不可欠な存在である。法の知識があれば社会生活をより安心かつ安全に過ごすことができる一方、法の知識がなければ不利益を被る可能性も否定できない。法への知識は学生時代の学問にとどまることなく、生涯を通して求められるものであるといえよう。

しかし、我が大学にはそのような重要性を持っている法に関する学びを求める場が講義のみにとどまっており、これでは社会生活を送る上で必要とされる知識を得るには不十分であるように見受けられる。一般的にこのような役割は各大学の法学部が担う形となるが、我が大学には現在法学部が存在しておらず、社会生活において役立つ必要十分な法を学ぶための機関が存在していないということになる。

したがって、生活において役立てることが可能となる水準まで法に関する見識を高め、社会生活をより良く生きることを目標とし、法学の習得を追求するための場として鳥取大学「法律研究部」を設立することとする。

鳥取大学法律研究部基本法(規約)

第1章(総則)

第1条 本団体は名称を鳥取大学法律研究部とする。

第2条 本団体は法に関する見識を高め、法の下での自由及び平等を遂行する。

第3条 この会は第2条を達成するために個々の学習の手助けをする。

第2章(部員)

第4条 部員は第1章、2条に賛同し、所定の手続きを経て代表の許可を得た鳥取大学に在籍する学生とする。

第5条 第4条にいう所定の手続きとは代表に入部届を提出することをいう。

第6条 部員はその意思により所定の手続きを経ていつでも退部することができる。

第7条 第6条にいう所定の手続きとは退部届を代表に提出することである。

第8条 部員はその意思により所定の手続きを経ていつでも休部することができる。

第9条 第8条にいう所定の手続きとは休部届を代表に提出することである。そして復部届を提出することでいつでも復部することができる。

第10条 正当な理由なく1か月以上活動に参加しない部員、又は1年の活動のうち出席率が5割に満たない者、その他本団体に活動に支障をきたすと代表が判断した部員は代表の権限により退部勧告をし、除名することができる。

第3章(総会)

第11条 総会は、本団体における最高議決機関である。

第12条 総会は、部員の2/3以上の出席をもって成立する。

第13条 総会は、代表が議長を兼任し、決議は原則として出席者の2/3以上の賛成を必要とする。

第4章(役員)

第14条 本団体は次の役員を置く。代表 副代表 総務 会計

第15条 役員はやむを得ない場合は兼務することができる。

第16条 各役員の任期は1年とし、役員の選出は総会において行われるものとする。原則として立候補制とし、部員の2/3以上の承認により決定される。

第17条 役員がその任を怠った場合は総会の決議によりこれを解任できる。

第4章(役員会)

第18条 役員会は年間の方針および、行事、その他の事項を審議し、部の運営を円滑にはかるためのものである。

第19条 役員会は、代表の名において招集することができる。

第20条 役員会は、役員の3/4以上の出席をもって成立する。

第21条 代表が役員代行として認めたものは、役員会の構成員となることができる。

第22条 代表は、必要に応じ関係者を招集することができるが、これらのものに議決権はない。

第23条 緊急に際しては、代表の決断により、役員会の決議を最終決議とすることができる。

第5章(会計)

第24条 本団体の経費は、部費、その他の収入をもってこれに充てる。

第25条 会計報告は、定期的及び、部員の要請によりこれを行う。

第6章(付則)

第26条 規約改正は、総会において出席者の2/3以上の同意をもって承認される。

規約は、平成28年12月1日から施行する。

令和2年2月5日名称を法律研究部に変更。